

## 令和2年白浜町議会第1回臨時会 会議録(第1号)

1. 開 会 令和2年4月7日 白浜町議会第1回臨時会を白浜町役場  
議場において 10時00分開会した。

1. 開 議 令和2年4月7日 10時05分

1. 閉 議 令和2年4月7日 16時05分

1. 閉 会 令和2年4月7日 16時05分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名

応招議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番	丸本	安高
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠本	隆典
3番	廣畑	敏雄	4番	西尾	智朗
5番	正木	秀男	6番	南	勝弥
7番	小森	一典	8番	丸本	安高
9番	辻	成紀	10番	松田	剛治
11番	溝口	耕太郎	12番	長野	莊一
13番	堅田	府利	14番	水上	久美子

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局 長 濱口 伊佐夫 事務主査 坂本 十志也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
富田事務所長					
兼農林水産課長	古 守	繁 行	日置川事務所長	石 田	健
総務課長	愛 須	康 徳	税 務 課 長	岩 城	祐 朗
民生課長	中 本	敏 也	住民保健課長	泉	芳 明
生活環境課長	廣 畑	康 雄	観 光 課 長	寺 脇	孝 男
建設課長	玉 置	康 仁	上下水道課長	久 保	道 典
会計管理者	玉 置	孔 一	消 防 長	大 谷	哲 也
教育委員会					
教育次長	榎 本	崇 広	総務課副課長	山 口	和 哉

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第31号 専決処分の承認について
- 日程第4 議案第32号 専決処分の承認について
- 日程第5 議案第33号 専決処分の承認について
- 日程第6 議案第34号 専決処分の承認について
- 日程第7 議案第35号 専決処分の承認について
- 日程第8 議案第36号 専決処分の承認について
- 日程第9 議案第37号 白浜町固定資産評価審査委員会条例及び白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第38号 白浜町水道料金の額の特例に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第39号 令和2年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第12 議案第40号 令和2年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第13 議案第41号 令和2年度白浜町水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 追加日程第14 議長の辞職について
- 追加日程第15 選挙第1号 白浜町議会議長の選挙について
- 追加日程第16 副議長の辞職について
- 追加日程第17 選挙第2号 白浜町議会副議長の選挙について
- 追加日程第18 議席の変更について
- 追加日程第19 白浜町議会常任委員会委員の選任について
- 追加日程第20 白浜町議会議会運営委員会委員の選任について

- 追加日程第 2 1 白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第 2 2 白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任について
- 追加日程第 2 3 選挙第 3 号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 2 4 選挙第 4 号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 2 5 選挙第 5 号 大辺路衛生施設組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 2 6 選挙第 6 号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 追加日程第 2 7 選挙第 7 号 富田川治水組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 2 8 選挙第 8 号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 2 9 議案第 4 2 号 富田共有財産組合委員会委員の選任について
- 追加日程第 3 0 発委第 3 号 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会）

## 1. 会議に付した事件

日程第 1 から追加日程第 3 0

### 1. 会議の経過

#### ○議 長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、去る 4 月 1 日付けで職員の人事異動がございましたので、幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

（自己紹介）

#### ○議 長

以上をもって自己紹介を終わります。

ただいまから令和 2 年第 1 回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 1 4 名です。

山中教育長から欠席の申し出がございますので、ご報告いたします。

はじめに、皆様にご協力のお願いがございます。

新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策でございますが、当町においても、学校の休校や各種会議・イベントは、中止、縮小、簡素化されています。

当議会においても対応をしているところでございますが、引き続き感染防止対策を徹底してまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

なお、マスク着用の許可、適宜休憩、換気等々について、実情をご考慮いただき、議会運営にご協力いただきますよう、あわせてよろしく申し上げます。

水上議会運営委員長から報告を願います。

1 0 番 議会運営委員長 水上君（登壇）

#### ○1 0 番

報告を行います。

本臨時会の会議予定につきまして、去る 3 月 3 0 日の議会運営委員会での協議の結果をご

報告いたします。

会期につきましては、本日1日を予定しております。

以上で報告を終わります。

○議 長

次に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 濱口君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しています。

以上で報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

---

(1) 日程第1 会議録署名議員指名について

議長は会議規則第126条の規定により、本臨時会の会議録署名議員を次のとおり指名した。

2番 楠本 隆典

3番 南 勝弥

---

(2) 日程第2 会期の決定について

○議 長

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

(3) 日程第3 議案第31号 専決処分の承認について

日程第4 議案第32号 専決処分の承認について

日程第5 議案第33号 専決処分の承認について

日程第6 議案第34号 専決処分の承認について

日程第7 議案第35号 専決処分の承認について

日程第8 議案第36号 専決処分の承認について

日程第9 議案第37号 白浜町固定資産評価審査委員会条例及び白浜町手数料徴

## 収条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 0 議案第 3 8 号 白浜町水道料金の額の特例に関する条例の制定について  
日程第 1 1 議案第 3 9 号 令和 2 年度白浜町一般会計補正予算（第 1 号）議定について  
日程第 1 2 議案第 4 0 号 令和 2 年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について  
日程第 1 3 議案第 4 1 号 令和 2 年度白浜町水道事業特別会計補正予算（第 1 号）議定について

### ○議 長

日程第 3 議案第 3 1 号から日程第 1 3 議案第 4 1 号までの 1 1 件を一括議題といたします。

町長から、挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

### ○番 外（町 長）

本日、令和 2 年白浜町議会第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共に大変ご多用にも関わりませぬご出席を賜り、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

新たな年度を迎え、観光地白浜でも三寒四温のうちに草木が一斉に芽吹き、山野が春の装いに移ろい、温かみが増して参りました。平草原公園では、ソメイヨシノを中心に、約 2,000 本の桜が見事に咲き誇り、改めて、新しい年度の始まりを感じたところです。

さて、中華人民共和国湖北省武漢市で昨年 1 2 月以降、新型コロナウイルスに関連した肺炎の発生が複数報告され、世界保健機関は新型コロナウイルスの感染拡大について、世界的な流行を意味するパンデミックにあたりと発表いたしました。

国内におきましても、感染の拡大を受け、現在、政府に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部が設置されており、本日、一部の都府県に緊急事態宣言が発令される状況となっております。

本町におきましても、白浜町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、予防対策等を講じているところでありますが、町内大型観光施設等の休館や宿泊施設等のキャンセル、これらに関連した消費の落ち込み、さらには夏に向けての予約の見通しさえ見込めない状況が続いています。

町といたしましても、今までに経験したことのないほど白浜町の観光や地域経済が疲弊している現状を考え、水道料金の減額、旅行宿泊割引クーポン券での観光客の誘致、プレミアム商品券での地域消費の拡大、また、事業者への融資制度の優遇等により、観光振興を基軸に地域経済の維持のため、各団体と協力、協調を図りながら、状況を注視し、緊急経済対策を講じて参りたく、補正予算案を本臨時会に提案させていただいたところでございます。

引き続き、県や保健所、近隣市町、町内関係団体等との情報共有を図るとともに、この難局を乗り切るため、オール白浜で新型コロナウイルス感染症対策、緊急経済対策に取り組んで参る覚悟でございます。

4 月は、入園、入学、就職、転勤と幼児から成人まで、多くの方々にとって新たなスター

トの季節であり、当役場でも、9名の新規職員から心強い宣誓を受けたところでございます。彼らは既に新たな配属先で仕事を始めており、これから町勢発展のため大いに活躍することを強く期待しているところであります。

また、165名の中学生と、121名の小学生の入学が予定されております。町の将来を担う子どもたちの健やかな成長と、保護者の皆様方のご多幸、そして白浜町の益々の発展を願うものでございます。

3月10日に「安宅氏城館跡」が国史跡に指定されました。安宅氏城館跡は、鎌倉時代末期から南北朝の動乱を経て、室町・戦国時代の紀伊国の複雑な政治情勢の中で、安宅氏が地方領主として、自らの領域を支配するために築いた城館群で、勢力抗争が激化した戦国時代に、安宅氏により城郭を戦略的に配置した状況がうかがえ、熊野水軍の存在形態を示す城館跡として貴重な資料とされています。

今回の指定につきましては、地元における保存の機運の高まりや長年の地道な調査結果が認められた形となりました。地権者のご協力をはじめ、関係者の皆様の多大なご努力に心より感謝申し上げます。今後、安宅氏城館跡を活かした取り組みの一つといたしましては、令和3年秋に和歌山県で開催されます「第36回国民文化祭・わかやま2021」の地域文化発信事業におきまして、史跡安宅氏城館跡を軸に、地域の魅力を発信する歴史探訪「熊野水軍のさと 安宅荘2021」として、シンポジウムやウォークイベント、企画展示などが計画されています。今回の指定を契機として、更なる文化財保護に努めて参る所存でございます。

令和2年度も継続する課題や新たな施策、多くの事業を計画してございますが、各事業の遂行に職員共々努めて参りますので、今後とも、議員各位のなお一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時議会でご審議をお願いいたします案件は、専決処分の承認に関する事項6件、条例の一部改正に関する事項1件、条例の制定に関する事項1件、令和2年度一般会計補正予算議定が1件、特別会計補正予算議定が2件であり、必要な議案を提出したところでございます。

提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第31号 専決処分の承認につきましては、白浜町税条例等の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第32号 専決処分の承認につきましては、白浜町都市計画税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第33号 専決処分の承認につきましては、白浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第34号 専決処分の承認につきましては、白浜町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めるものでございます。

議案第35号 専決処分の承認につきましては、白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について専決処分を行ったので、これを報告し承認を求めます。

議案第36号 専決処分の承認につきましては、町道において発生した物損事故に関する

損害の賠償について、専決処分を行ったので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

議案第37号 白浜町固定資産評価審査委員会条例及び白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改正したいので、提案するものでございます。

議案第38号 白浜町水道料金の額の特例に関する条例の制定につきましては、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急経済対策として、6箇月間水道料金を減額するため、条例を制定したいので、提案するものでございます。

議案第39号 令和2年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6,930万円を追加し、歳入歳出予算総額を126億5,930万円と決めました。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症にともなう緊急的な経済対策を実施するための経費でございます。

衛生費につきましては、簡易水道特別会計繰出金 130万円。観光費につきましては、プレミアム旅行券事業（緊急経済対策） 3,500万円、クーポン付マップ販売促進事業（緊急経済対策） 100万円、プレミアム商品券事業（緊急経済対策） 1,400万円、中小企業信用保証料補助金（緊急経済対策） 400万円、小規模事業者等貸付利子補給補助金（緊急経済対策） 400万円。予備費につきましては、予備費 1,000万円、その財源は、基金繰入金 6,930万円でございます。

議案第40号 令和2年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、新型コロナウイルス感染症にともなう緊急的な経済対策を実施するため、予算科目を振り替えるものでございます。

議案第41号 令和2年度白浜町水道事業特別会計補正予算（第1号）議定につきましては、収益的収入予算の総額に7,967万1千円を減額し、収入予算総額を7億8,482万9千円と定め、収益的支出予算の総額に350万円を減額し、支出予算総額を8億4,150万円と決めました。

この補正につきましても、新型コロナウイルス感染症にともなう緊急的な経済対策を実施するため、特例により期限を定めて水道料金の減額を行うことによるものでございます。

以上、詳細につきましては、担当課長からご説明いたしますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 税務課長 岩城君（登壇）

○番 外（税務課長）

議案第31号 専決処分の承認について、議案書（P.1～4）に基づき、説明した。

議案第32号 専決処分の承認について、議案書（P.5～8）に基づき、説明した。

議案第33号 専決処分の承認について、議案書（P.9～12）に基づき、説明した。

議案第34号 専決処分の承認について、議案書（P.13～16）に基づき、説明した。

○議 長

番外 消防長 大谷君（登壇）

○番 外（消防長）

議案第35号 専決処分の承認について、議案書（P. 17～20）に基づき、説明した。

○議長

番外 建設課長 玉置君（登壇）

○番 外（建設課長）

議案第36号 専決処分の承認について、議案書（P. 21～25）に基づき、説明した。

○議長

番外 総務課長 愛須君（登壇）

○番 外（総務課長）

議案第37号 白浜町固定資産評価審査委員会条例及び白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議案書（P. 26～29）に基づき、説明した。

○議長

番外 上下水道課長 久保君（登壇）

○番 外（上下水道課長）

議案第38号 白浜町水道料金の額の特例に関する条例の制定について、議案書（P. 30～32）に基づき、説明した。

○議長

番外 総務課長 愛須君（登壇）

○番 外（総務課長）

議案第39号 令和2年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定について、議案書（P. 33～34）に基づき、説明した。

○議長

番外 上下水道課長 久保君（登壇）

○番 外（上下水道課長）

議案第40号 令和2年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案書（P. 35）に基づき、説明した。

議案第41号 令和2年度白浜町水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について、議案書（P. 36）に基づき、説明した。

○議長

以上で、補足説明が終わりました。

引き続き、審議に入ります。

議案第31号 専決処分の承認について、質疑を行います。

（なしの声あり）

○議長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議長



討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第31号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第31号は原案のとおり承認されました。

議案第32号 専決処分の承認について、質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第32号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第32号は原案のとおり承認されました。

議案第33号 専決処分の承認について、質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第33号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第33号は原案のとおり承認されました。

議案第34号 専決処分の承認について、質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第34号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第34号は原案のとおり承認されました。

議案第35号 専決処分の承認についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第35号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第35号は原案のとおり承認されました。

議案第36号 専決処分の承認について、質疑を行います。

5番 丸本君

○5 番

この事故のレンタカー代24万4,200円、車両修理費30万3,000円、専決されていますけれども、何日間借りたのですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外(建設課長)

レンタカーにつきましては、26日間です。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

ちなみに、この事故の車、軽だと思いますけれども、ワンボックスですか。車両の底をグ

レーシングで跳ね上げて、スペアタイヤだと思うんですけども、この交換と車両の底の写真が出ていますけども、どこを修理されたんですか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

まず、車両につきましては、日産セレナ、乗用車でございます。

そして、修理部分につきましては、グレーチングが跳ね上がったときに、スペアタイヤに引っかかって、それが全部落ちまして、それに付随しています配管関係でとかフロントフロアの修理、板金等々を含めた額となっております。

○議 長

5番 丸本君

○5 番

このレンタカーというのは26日間借りたとのことですが、借りたのはレンタカー会社から借りたのですか。それからどんな車種をお借りしましたか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

レンタカーにつきましては、レンタカー会社で、車種につきましては同車両、日産セレナとなっております。

○議 長

9番 小森君

○9 番

ここの破損状況で、グレーチングを支える内枠に破損が生じ、ぐらついていたとありますけども、その後対応はされたのでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番 外（建設課長）

事故のあった現場につきましては、再度事故発生後ただちに点検を行いまして、同種類のグレーチングとかすべて取り除いて、安全なコンクリートの補修を行っています。

○議 長

9番 小森君

○9 番

というのも、ここを利用する保護者の頻度が多いわけです。側溝にタイヤがはまって、もと車が傾くとかハンドル操作が取れなくなったときに、同時間帯にほかの保護者や子どもが乗降しているときに接触事故とかも考えられます。日置保育園というのは、結構いろんな事故があるので、日置保育園だけに限らず、町内の各施設、特に保育園や幼稚園の保護者が利用する駐車場、駐輪場なども再点検し、今後こういう事故が起こらないような対策をとっていただきたいと。ちょうど今こういう状況ですから、比較的通園する子どもや保護者が少ない中で対応、対策ができると思いますので、ぜひそういうところをきちんとしていただくこと、ほかの施設でも同様の事故が発生しない対策をとることも町としては重要だと考えます。

○議 長

12番 廣畑君

○12番

今、小森議員も指摘しましたけども、道路の管理ということで建設課が主管となると思います。ただしかし、施設の管理者として、保育園と違うのですけども、年に2回の大掃除等々、周りを点検する。自分の管理外であったとしても、保育園などの町の施設の管理、点検をしていく。例えば跳ね上がらんようにできると思うので連携していただきたいと思います。

それから、道路の管理といえば、死獣の処理についてです。この間、電話しませんでしたけれども、富田の袋のトンネル口でウサギがはねられていて危ないので、道路、施設回りの管理としては十分するのは必要と思いますので、よろしくをお願いします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

ただいま、廣畑議員より施設の点検等強化するようご指摘いただきました。我々、建設課としましても、1, 372路線の町道を職員だけで点検するというのは非常に困難な状況であることをおわかりいただきたいと思います。全課連携した点検のお願い、そしてまた町内会や区長会、住民の皆様からの通報いただくなり、我々の目の届かない範囲を連絡いただきましたら、即座に駆けつけ修繕等行っていきたいと思いますので、よろしくお申し上げます。

○議 長

11番 辻君

○11番

関連で、先ほどの部分から、ちゃんと点検もしたということですけども、グレーチングの部分で隔々にネジかナットで止めてあるかその部分についてお聞きします。全部外れていたということになるのか、つけていなかったということになるのか、ネジの部分についてお聞きします。

○議 長

番外 建設課長 玉置君

○番外（建設課長）

議員おっしゃいますように、グレーチングにつきましては、ボルト固定のタイプとそのまま置いておくグレーチングのパターンがございます。ボルト固定につきましては、通常道路を横断する側溝に対しては、ボルト固定4点止めで跳ね上がらない状況をつくっているんですが、縦断につきましては、通常は置いているグレーチングになりますので、今回の箇所におきますと、グレーチングを置いた状態のものとなっております。

○議 長

ほかにございますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第36号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第36号は原案のとおり承認されました。

議案第37号 白浜町固定資産評価審査委員会条例及び白浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第37号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり可決されました。

議案第38号 白浜町水道料金の額の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第38号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号 令和2年度白浜町一般会計補正予算（第1号）議定について、質疑を行います。

13番 溝口君

○13 番

私の方から2点ほど確認したいと思います。観光総務費、商工振興費は、白浜町独自の緊急経済対策であります。その中で、国はこれからさまざまな対策を打ち出すと。昨日、新聞紙上等でも102兆円くらいの対策を打ち出すと。今回は白浜町独自の対策ですけども、これに国の補助金が増加して入ってきた場合、町として違うメニュー等を考えながらとか、さらに増額とか、基本的なスタンスについて。まだ、国が確定しておりませんので、観測ばかりでは言えないと思うのですが、何か町の考えがあればお聞かせ願いたいと思いますが、どうですか。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

ただいま、緊急経済対策についてご質問をいただきました。国の対策がまだ明らかにされていない状況でございまして、今回の補正によりまして、例えばプレミアム旅行券であれば、新型コロナウイルス感染症が収束を迎えるような段階でと考えてございますし、プレミアム商品券事業につきましては、待ったなしの白浜町の状況でございまして、ここは早急に対応していきたいということで商工会とも協議をしている段階でございまして、国の経済対策がどういった形で、1兆円というお話も出ているのですが、具体的な部分が出ておりませんし、できれば国が打ち出す前に町の経済対策を打ち出していければと考えているところでございます。

○議 長

13番 溝口君

○13 番

のちほど聞こうかなと思ってはいたんですけども、プレミアム旅行券はある程度収束してからというのは当然であると思います。こういう状況に打ち出して、万が一旅行者の方が来られた場合の対応がありますと、収束のどのような段階に打ち出していかと。下降になってきたときに打ち出して、実施はいつからとか、完全に終息してからやるのか、効果的な。日本全国の観光地は同じように考えられると思いますので、収束したときにはお客さんの奪い合い、アピール合戦の面もあると思いますから、より有効な宣伝の対策を打ち出せるように、事前にシミュレーションをしていただけたらと思います。

もう1点、国が決定したときに、町当局として、国、県に対して情報をいち早くどのような形で実施するとか、そこに県が絡んでくる場合もあると思いますので、決定したらいち早く白浜町として政策的な形でプレミアムを上乗せするとか、違うものがあるとかそこらシミュレーションしながら、情報収集、国、県の動向、対応できるようにアンテナを張っていただきたいと思いますと思うのですが、町長、基本的な考え方があればお願いします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、溝口議員からご提案いただきました。そのとおりでございまして、これから国の施策が発表されますし、当然県からもいろんな情報が出てくると思います。その中で、国、県の力を借りないと町単独では限界がございまして、これからはまず第一弾の緊急経済対策を実施することによって、このプレミアム旅行券につきましては、先の話になると思いますけれども、プレミアム商品券につきましては、即効性があると思いますので、できるだけ早い段階で実施していきたいと思っております。ほかにもこれから国の施策に基づいて、町がプラスアルファできるものがあれば、これは当然第二弾ということで考えていかなければならない時期が来るのではないかと私は思っておりますので、今後はアンテナを張って、国、県の情報、そしてまた、我々も次の対策を講じられるように準備をしまいたいと思っております。

○議 長

6番 正木君

○6 番

今夕、安倍内閣が緊急事態を公表されると思うのですが、その中において2点ほど。白浜のコロナウイルス感染症に対する緊急対策の中で、プレミアム商品券なりクーポン、いろんな部分の手当を考えておられるのですが、国との関係がありますけれども、今まさに沖縄が若い旅行者で、反対に地元が東京から来てくれるなどテレビでされております。というのは石垣島には医療体制がないと。ここに一人でも入ってこられたら困るという現実もございまして。その中で、コロナ対策は表裏一体だと思います。というのは、私の近所でも飲食業は自己防衛で閉めています。本来はお客さんが来てほしいという中で閉めております。そういう部分が地元の零細企業で片方であるんです。その中で、今回商工会のプレミアム、町長も即効性と言われましたけれども、プレミアム商品券、商工の中で限定という表記ですけども、これはまさに椿、日置も含めて漁業で上がってきたやつ、水産関係を市場に出したり、フィッシャーマンへ持ってきたり、富田平野でとれる農産物をあぜみちで販売したり、そういう部分でつくっておられる方の減収、そこに新鮮なものを業者さんが仕入れに行くので、そういうが見えるようで見えない波及があるんです。そこらを含めてプレミアム商品券が大手のスーパーでも使えるのか使えないのか、地元だけに限定していくのか、そこらのところ2点ほどいかがですか。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

まず1点目の大手については、今回は商工会の会員様の店舗だけに限らせていただいております。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ご意見いただきました漁業者の関係とか一次産業の関係でございしますが、おっしゃるように現場で魚をとってもそれが市場に流れていかない、流通系統に乗っていかない悩みがございまして。先般も実際漁師の方から聞いたお話ですが、今、タイが最盛期でございまして。最盛

期の時期にタイをとる漁師さんが沖に行かない。どうしたのかと聞くと市場でとってくれない。前回とってきたものもようやくどこかの業者さんがものすごい安い値段でとってくれたが次回は無理だと言われたということでございます。

私どもフッシャーマンズワーフではそういったものに対して流通系統に乗せるということで、漁師さんたちにこちらにという話、具体的に対応しているのですが、いずれにしましても流通系統、最終的に買ってくれるお客様のところまで経済がいかないと、なかなか回っていかないと。個々の漁師さんや農業者の方々に補填をするというのもひとつの方法でございますが、現時点ではおっしゃっていただいたように流通系統を活性化させる中で、系統の復活を待つのが一番の得策かと思っております。ただ、その辺の声はいろいろ聞きながら、私ども農林水産業の行政としては対応してまいりたいと思っております。

○議 長

6番 正木君

○6 番

観光課長、農林水産課長も含めて答弁いただいたんですけども、今、国では30万円、所得も制限されるようなことを言われていますけども、ローカルに来れば来るほど大型店が大きくウエイトを占めているんですね。そういう部分では大半がそういうスーパーで買われる。国の方針では、商品券は大型店もオーケーなんです。今、課長曰く、地元の商工会に限られていると答弁いただいたんですけども、果たして商工会で食材も含めて揃うのかということもあるんです。そこらも含めて、商工会のメンバーに限らず、緊急の状態なので、もっと頭をひねってください。

それと、今言うように、商工だけでないんです。宿泊施設、大型店の中で、休業補償というのもセッティングで言われています。そこらも含めて、中小、零細企業、利子補給やいろんな部分が列記されていますけれども、そういう部分で考えられる部分はめいっぱい考えていただければなど。大半が失礼ですけど零細企業です。先般、町長も言われましたけれど、町税の納期を若干伸ばすとか猶予をすとか含めて、幅広く各業種に応じて対応していただきたいと思えます。

○議 長

番外 総務課長 愛須君

○番 外（総務課長）

正木議員から、いろいろご提案も含めてご意見いただきました。確かに町内は疲弊している地域の声を行政に言ってもなかなか届かないという批判的な声も私自身も聞いています。

今回、緊急経済対策で6,900万円ほどの予算を付けさせていただきまして、町長、副町長とも協議しながら、これが第一弾ということで、緊急経済対策なので、臨時会を招集させていただいて第一弾としてこの6,900万円。また、今後補正、6月議会、9月議会の考えは持っています。また、先ほどからのプレミアム商品券等々、地域が疲弊している中で大きな店舗が使えるかどうかという課題も正直あると思えます。ただ、緊急でありますから、一日も早く立ち上げてプレミアム商品券の販売をしなければならないというときには商工会のお力添えがなければなかなか進まないこともありますので、その辺はバランスを考えて一日も早く、地域が少しでも元気が出るようにオール白浜で取り組んでいきたいと思えますので、ご理解をいただければと思えます。



○議 長

2番 楠本君

○2 番

今の正木議員の質問に関して、プレミアム商品券の観点から考えてみますと、那智勝浦町と比較されるんです。消費者を守る立場からか商工会を守る立場からかと両方あると思うんです。そういうことを考えた場合、7都市に発令されますけども、百貨店とかややこしいですね。新聞見ると幹部の方のみ込めましたか。私は百貨店やいろいろ書いているけど、一般的に普通のスーパーとどう違うのかという感じがしたので、こういう部分については勝浦の一人3,000円と比較されるんですけども、タイムリーにやってもらいたいと思います。国の政策がどのような格好で下りてくるかわかりませんが、消費者と商工会の皆さん方の両方の面を考えてもらいたいと思います。これに答弁は要りませんが、そういうことが気になります。勝浦と比較されるのはそこにあると思うんです。

○議 長

7番 堅田君

○7 番

同じく、先ほど正木議員がおっしゃられたプレミアム商品券についてですけども、白浜町内の大型の施設が自主的に休館しているところで、聞くところによると、銀座商店会も自主的に閉めるとお話を聞いています。ほかの地域でも外出を自主的に自粛なさいということで個々に町民も外出して買い物を控えようとなっていると思うんですけども、そういう中で即効性のあるプレミアム商品券が発行されるということで、金額も過去にないくらい大きいですし、30%とかなり大きなものになっていると思います。閉めているところを出すという形になって、果たしてどれだけの効果が得られるのかなということがあるんですけども、できれば期間を1年とは言いませんけれども、長い間にしてもらおうとその効果が出てくるんでないかと思うのですが、期間的にはどうですか。

○議 長

番外 観光課長 寺脇君

○番 外（観光課長）

商工会との協議の中では、即効性を出すために逆の発想で短くしたほうが早く使っていただけではないかという形で、明日また商工会と最後の打ち合わせになるんですけども、今の段階で6月末までの使用と考えています。発行は今協議を進めているのはゴールデンウィークの前には発行できるようにと進めているところでございます。

○議 長

7番 堅田君

○7 番

6月というと、約2カ月、使用できる期間が1、2カ月くらいということですけど、その頃にある程度収束していれば経済効果があるのではないかと思うんですけども、そういうところも、収束をみながら商工会と調整して期間について考えていただきたいと思います。

○議 長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第39号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号 令和2年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について、  
質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第40号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号 令和2年度白浜町水道事業特別会計補正予算(第1号)議定について、質  
疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第41号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議長を交代します。

休憩します。

(休憩 11時27分 再開 11時28分)

(議長 自席へ、副議長 議長席へ)

○副議長

議長を交代いたしました。

本会議を再開します。

ただいま西尾君から議長の辞職願が提出されました。

地方自治法第106条の規定によりまして、議長の職を務めさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

お諮りします。

議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第14として議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長

異議なしと認めます。

従って、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第14として議題とすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により西尾君の退席を求めます。

(西尾議長 退場)

---

#### (4) 追加日程第14 議長の辞職について

○副議長

追加日程第14 議長の辞職についてを議題とします。

事務局長から辞職願を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番外(事務局長)

辞職願を朗読した。

○副議長

お諮りします。

ただいま事務局長から朗読しましたとおり、西尾君の議長の辞職を許可することについてご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長

異議なしと認めます。

従って、西尾君の議長の辞職を許可することに決定しました。

西尾君、入場してください。

(西尾議員 入場)

○副 議 長

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

白浜町議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第15として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第15としてただちに選挙を行うことに決定しました。

資料を配布してください。

(選挙第1号配布)

○副 議 長

配布もれはございませんか。

(なしの声あり)

---

#### (5) 追加日程第15 選挙第1号 白浜町議会議長の選挙について

○副 議 長

追加日程第15 選挙第1号 白浜町議会議長の選挙を行います。

事務局長から案件を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番 外 (事務局長)

選挙第1号を朗読した。

○副 議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては二通りでございます。投票によるものが原則ですが、全員に異議がない場合は、指名推選による方法もございます。選挙の方法も含め、休憩してご相談申し上げたいと思います。

休憩します。

(休憩 11時32分 再開 11時54分)

○副 議 長

再開します。

休憩前に続いて、選挙第1号 白浜町議会議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、投票で行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議長の選挙は投票で行うことに決定しました。

ただいまから議長選挙の投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副 議 長

ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に2番 楠本君、3番 南君を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○副 議 長

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○副 議 長

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記、無記名であります。

ただいまから、投票を行います。議席番号の順番に投票願います。

(議席番号順に投票)

○副 議 長

投票もれはありませんか。

(なしの声あり)

○副 議 長

投票もれなしと認めます。

投票を終わります。開票を行います。

2番 楠本君、3番 南君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○副 議 長

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票であります。

有効投票のうち、正木君4票、廣畑君2票、西尾君8票、以上のおりです。この選挙の法定得票数は4票であります。

従って、西尾君が議長に当選しました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開場)

○副 議 長

ただいま議長に当選されました西尾君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知を行います。

議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

4番 西尾君(登壇)

○4 番

議長当選の承諾及び挨拶をした。

(拍手)

○副 議 長

以上をもちまして、私の職務はこれで終了させていただきます。

皆様のご協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。

それでは、議長、議長席にお着きください。

休憩します。

(休憩 12時07分 再開 12時08分)

(副議長 自席へ 議長 議長席へ)

○議 長

再開します。

ただいま堀副議長から副議長の辞職願いが提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第16として議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第16として議題とすることに決定しました。

地方自治法第117条の規定により堀君の退席を求めます。

(堀副議長 退場)

---

(6) 追加日程第16 副議長の辞職について

○議 長

追加日程第16 副議長の辞職についてを議題とします。

事務局長から辞職願を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番 外(事務局長)

辞職願を朗読した。

○議 長

お諮りします。

ただいま事務局長から朗読しましたとおり、堀君の副議長の辞職を許可することについてご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、堀君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

堀君、入場してください。

(堀議員 入場)

○議 長

ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

白浜町議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第17として選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第17として選挙を行うことに決定しました。

資料を配布してください。

(選挙第2号を配布)

○議 長

配布もれはございませんか。

(なしの声あり)

---

(7) 追加日程第17 選挙第2号 白浜町議会副議長の選挙について

○議 長

追加日程第17 選挙第2号 白浜町議会副議長の選挙を行います。

事務局長から案件を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番 外(事務局長)

選挙第2号を朗読した。

ただいまお配りいたしました選挙第2号ですが、白浜町議会議員の後ろが空白になっています。恐れ入りますが、西尾智朗とご記入をお願いいたします。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、二通りございます。選挙の方法も含め、休憩してご相談申し

上げたいと思います。

これから先、議会構成に時間がかかると思われますので、当局の皆さん方につきましては退席していただき、出席の要請は改めてお願いいたします。

休憩します。

(休憩 12 時 12 分 再開 12 時 20 分)

○議 長

再開します。

休憩前に続いて、選挙第2号 白浜町議会副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については投票で行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、副議長の選挙は投票で行うことに決定しました。

ただいまから副議長選挙の投票を行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議 長

ただいまの出席議員は14名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に、6番 正木君、7番 堅田君を指名します。

投票用紙を配布します。

(投票用紙配布)

○議 長

投票用紙の配布もれはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議 長

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記、無記名であります。

ただいまから、投票を行います。議席番号の順番に投票願います。

(議席番号順に投票)

○議 長

投票もれはありませんか。

(なしの声あり)

○議 長

投票もれなしと認めます。



投票を終わります。開票を行います。

6番 正木君、7番、堅田君、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議 長

選挙の結果を報告します。

投票総数14票、有効投票9票、無効投票5票であります。

有効投票のうち、堀君8票、廣畑君1票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は4票であります。

従って、堀君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開場)

○議 長

ただいま副議長に当選されました堀君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知を行います。

副議長当選の承諾及び挨拶をお願いします。演壇へどうぞ。

1番 堀君(登壇)

○1 番

副議長当選の承諾及び挨拶をした。

(拍手)

○議 長

お諮りします。

この際、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第18として議題としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議席の変更についてを日程に追加し、追加日程第18として議題とすることに決定しました。

---

## (8) 追加日程第18 議席の変更について

○議 長

追加日程第18 議席の変更についてを議題とします。

お諮りします。

議席の変更については、申し合わせにより1番を副議長に、4番を議長とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、1番を副議長、4番を議長とすることに決定いたしました。

お諮りします。

議長、副議長を除き、現在の議席順に従い、抽選によって議席を決めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議席の変更については、議長、副議長を除き、現在の議席順に従い、抽選によって決めることに決定しました。

議席順に抽選をお願いいたします。

(議席順に抽選)

○議長

議席の抽選結果を発表します。

2番 楠本君、3番 廣畑君、5番 正木君 6番 南君、7番 小森君、8番 丸本君、9番 辻君、10番 松田君、11番 溝口君、12番 長野君、13番 堅田君、14番 水上君。

以上のおりです。

休憩します。

休憩中に席の移動をお願いします。

これから先、議会構成に時間がかかると思われますので、当局の皆さん方につきましては退席していただき、出席の要請は改めて行います。

なお、再開は午後3時を目安としていますので、よろしくをお願いいたします。

(休憩 12時36分 再開 15時31分)

○議長

本会議を再開します。

お諮りします。

白浜町議会常任委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第19として議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会常任委員会委員の選任について日程に追加し、追加日程第19として議題とすることに決定しました。

資料を配布してください。

(資料配布)

---

(9) 追加日程第19 白浜町議会常任委員会委員の選任について

○議長

追加日程第19 白浜町議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、お手元に配布いたしております氏名表のとおり、議長から指名します。

総務文教厚生常任委員会は、私、西尾と、正木君、南君、小森君、丸本君、辻君、溝口君。以上7人です。

観光建設農林常任委員会は、堀君、楠本君、廣畑君、松田君、長野君、堅田君、水上君。以上7人です。

白浜町議会常任委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおりですので、よろしくお願ひします。

次に、常任委員会の委員長・副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会において互選することになっております。

休憩します。

(休憩 15 時 35 分 再開 15 時 35 分)

○議 長

再開します。

各常任委員会の委員長・副委員長が決まりましたので報告いたします。

総務文教厚生常任委員会委員長に辻君、副委員長に小森君。

観光建設農林常任委員会委員長に水上君、副委員長に松田君。

以上のとおり決定いたしました。

お諮りします。

白浜町議会議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第20として議題としたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会議会運営委員会委員の選任について日程に追加し、追加日程第20として議題とすることに決定しました。

資料を配布してください。

(資料配布)

---

## (10) 追加日程第20 白浜町議会議会運営委員会委員の選任について

○議 長

追加日程第20 白浜町議会議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、お手元に配布いたしております氏名表のとおり、議長から指名します。

堀君、楠本君、南君、丸本君、辻君、水上君。以上6人の方々を指名します。

次に、議会運営委員会の委員長・副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会において互選することになっております。

休憩します。

(休憩 15 時 36 分 再開 15 時 36 分)

○議長

再開します。

議会運営委員会の委員長・副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長に南君、副委員長に楠本君と決定いたしました。

ただいま議会広報特別委員会委員から特別委員会委員の辞任の申し出があります。

お諮りします。

白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第 21 として議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第 21 として議題とすることに決定いたしました。

---

#### (11) 追加日程第 21 白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任について

○議長

追加日程第 21 白浜町議会議会広報特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

お諮りします。

南君、小森君、正木君、松田君、水上君、廣畑君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

南君、小森君、正木君、松田君、水上君、廣畑君の議会広報特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま議会広報特別委員会委員が欠員となっています。

白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 22 として議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第 22 として議題とすることに決定しました。

資料を配布してください。

(12) 追加日程第22 白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任について

○議 長

追加日程第22 白浜町議会議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。

委員の選任については、委員会条例第8条第2項の規定により、お手元に配布いたしております氏名表のとおり、議長から指名します。

廣畑君、小森君、丸本君、溝口君、長野君、堅田君。以上6人の方々を指名いたしますので、よろしくお願ひします。

次に、議会広報特別委員会の委員長・副委員長については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

休憩します。

(休憩 15 時 39 分 再開 15 時 39 分)

○議 長

再開します。

議会広報特別委員会の委員長・副委員長が決まりましたので報告いたします。

委員長に長野君、副委員長に堅田君と決定いたしました。

次に、公立紀南病院組合議会議員、富田川衛生施設組合議会議員、大辺路衛生施設組合議会議員、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員、富田川治水組合議会議員、紀南環境広域施設組合議会議員が欠員となっております。

各議会議員の選挙について、議会申し合わせにより指名推選によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、そのように取り扱います。

お諮りします。

選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について、選挙第4号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について、選挙第5号 大辺路衛生施設組合議会議員の選挙について、選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について、選挙第7号 富田川治水組合議会議員の選挙について、選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙についての6件を日程に追加し、追加日程第23から追加日程第28として議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙についてから選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙についての6件を日程に追加し、追加日程第23から追加日

程第28として議題とすることに決定しました。

資料を配布してください。

(選挙第3号～選挙第8号配布)

---

(13) 追加日程第23 選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第23 選挙第3号 公立紀南病院組合議会議員の選挙を行います。

事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番 外(事務局長)

選挙第3号を朗読した。

白浜町議会議員の後ろが空白となっていますので、ここに西尾智朗とご記入をお願いします。

なお、引き続いての5件につきましても同様にご記入をお願いします。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

公立紀南病院組合議会議員に、私、西尾と堀君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました2名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました2名が公立紀南病院組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

(14) 追加日程第24 選挙第4号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第24 選挙第4号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙を行います。  
事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番 外(事務局長)

選挙第4号を朗読した。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

富田川衛生施設組合議会議員に、私、西尾と堀君、正木君、溝口君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました4名の方々が富田川衛生施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

---

(15) 追加日程第25 選挙第5号 大辺路衛生施設組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第25 選挙第5号 大辺路衛生施設組合議会議員の選挙を行います。  
事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

選挙第5号を朗読した。

○議長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

大辺路衛生施設組合議会議員に、私、西尾と堀君、辻君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました3名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました3名の方々が大辺路衛生施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

---

### （16）追加日程第26 選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長

追加日程第26 選挙第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番外（事務局長）

選挙第6号を朗読した。

○議長

お諮りします。



選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に、私、西尾を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました者を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、私、西尾が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

---

#### (17) 追加日程第27 選挙第7号 富田川治水組合議会議員の選挙について

○議 長

追加日程第27 選挙第7号 富田川治水組合議会議員の選挙を行います。

事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番 外(事務局長)

選挙第7号を朗読した。

○議 長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

富田川治水組合議会議員に、楠本君、溝口君、廣畑君、堅田君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました4名の方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました4名の方々が富田川治水組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

---

#### (18) 追加日程第28 選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について

○議長

追加日程第28 選挙第8号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙を行います。

事務局長から件名を朗読させます。

番外 事務局長 濱口君

○番外(事務局長)

選挙第8号を朗読した。

○議長

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては議長において指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、議長が指名することに決定しました。

紀南環境広域施設組合議会議員に、私、西尾と堀君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました2名を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、ただいま指名しました2名が紀南環境広域施設組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

次に、一部事務組合のうち、組合規約により田辺周辺広域市町村圏組合議会議員は議長、副議長。紀南地方老人福祉施設組合議会及び紀南地方児童福祉施設組合議会の各議員には議長。都市計画審議会委員には各常任委員長が充てられております。

以上の議会構成及び各種委員名簿は後日配布いたします。

資料を配布して下さい。

(資料配布)

○議 長

ただいま当局から議案第42号が提出されました。

この際、これを日程に追加し、追加日程第29として議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第42号は追加日程第29として日程に追加することに決定いたしました。

議長を交代します。

休憩します。

(休憩 15時53分 再開 15時54分)

(議長 退場、副議長 議長席へ)

○副 議 長

再開します。

議長を交代しました。

---

(19) 追加日程第29 議案第42号 富田共有財産組合委員会委員の選任について

○副 議 長

追加日程第29 議案第42号 富田共有財産組合委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

番外 町長 井濶君(登壇)

○番 外(町 長)

議案書に基づき説明した。

○副 議 長

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○副 議 長

討論を終結いたします。採決します。お諮りします。

議案第42号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副 議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第42号は原案のとおり同意することに決定しました。

議長を交代します。

休憩します。

(休憩 15時56分 再開 15時57分)

(議長 入場、副議長 自席へ 議長 議長席へ)

○議 長

再開します。

資料を配布して下さい。

(資料配布)

○議 長

ただいま議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会の委員長から、お手元に配布の申し出一覧表に記載されております調査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中も調査を継続したい旨の申し出があります。

お諮りします。

この際、これら閉会中の調査の申し出について、日程に追加し、追加日程第30として議題といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、これら閉会中の調査の申し出についてを追加日程第30として日程に追加することに決定いたしました。

---

(20) 追加日程第30 発委第3号 閉会中の継続調査申出書 (議会運営委員会・総務文教厚生常任委員会・観光建設農林常任委員会・議会広報特別委員会)

○議 長

追加日程第30 発委第3号 閉会中の継続調査申出書を議題とします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、各委員長から申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も調査を継続することに決定しました。

これをもって本臨時会に付された案件はすべて終了いたしました。

閉会にあたり、町長から挨拶の申し出があります。

これを許可します。

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番 外 (町 長)

閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。

令和2年第1回臨時会をお願いいたしましたところ、鋭意ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

新たに議長に就任されました西尾議員、副議長に就任されました堀議員に対しまして、心からお喜びを申し上げますとともにご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

溝口議員には、監査委員として、引き続きご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、常任委員会、特別委員会の各委員会をはじめ、一部事務組合を含めまして、就任いただきました議員の皆様方におかれましては、行政各分野でのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

また、感染拡大に予断を許さない新型コロナウイルス感染症に関しましては、本日も承認をいただきました緊急経済対策を含め、引き続き、県や保健所、近隣市町、町内関係団体等との情報共有を図り、オール白浜で新型コロナウイルス感染症対策を講じる必要があると考えており、一日も早い終息を心から念ずる次第でございます。

最後に、平成24年5月に白浜町長として就任して以来、「白浜創生」を掲げ、「世界に誇れる観光リゾート白浜」の構築と、私の政治理念であります「意志あるところに道は開ける」をモットーに様々な課題と向き合い、全力で取り組んで参りました。

この8年間の町政執行に当たっては議員の皆様方に、さまざまなご意見やご提言をいただき、時には厳しいやり取りもございましたが、それぞれに本町の発展と、町民の幸せを心から望む真摯な議論であったと思っております。

人口減少社会の到来は、避けることのできない現実であり、地域の特性に即して地域課題を解決するという基本的な視点のもとで、白浜創生と活力ある未来をめざさなければなりません。

地域経済の活性化や少子高齢化など多くの課題がある中で、一朝一夕に事は運ばないのも事実でございます。

成果の出たもの、出なかったもの様々ではありますが、これからもあきらめることなく、着

実に一歩ずつ前に進める必要があると思っております。

「白浜創生」「世界に誇れる観光リゾート白浜」の実現には道半ばであり、引き続き、町政運営の任をお任せいただけるなら、虚心坦懐、町民の皆様の幸福の追求と町政発展のために全身全霊で立ち向かう所存でございます。

議員の皆様方のご厚情に心より感謝申し上げますとともに、今後ますますの御活躍と御健勝を御祈念申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議 長

挨拶が終わりました。

お諮りします。

これをもちまして、白浜町議会令和2年第1回臨時会を閉会したいと思います。

閉会することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、白浜町議会令和2年第1回臨時会はこれをもって閉会いたします。

議長 西尾 智朗は、16時05分閉会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

令和2年4月7日

白浜町議会議長

白浜町議会副議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員